【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（定款の必要的記載事項）

**第六十七条の八**　認可協会の定款には、次に掲げる事項（第十三号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する認可協会に限る。）を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員に関する事項

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　理事会その他の会議に関する事項

八　業務の執行に関する事項

九　協会員の役員及び使用人並びに金融商品仲介業者（協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に限る。以下この節において同じ。）並びにその役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十　規則の作成に関する事項

十一　協会員及び金融商品仲介業者の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十七条の二に規定するあつせんに関する事項

十二　協会員及び金融商品仲介業者の有価証券の売買その他の取引の勧誘に関する事項

十三　店頭売買有価証券市場に関する事項

十四　協会員及び金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十五　会費に関する事項

十六　会計及び資産に関する事項

十七　公告の方法

２　認可協会は、定款を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

３　認可協会は、第六十七条の三第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。認可協会の規則（定款及び店頭売買有価証券市場を開設する認可協会にあつては、第六十七条の十二の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（定款の必要的記載事項）

第六十七条の八　認可協会の定款には、次に掲げる事項（第十三号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する認可協会に限る。）を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員に関する事項

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　理事会その他の会議に関する事項

八　業務の執行に関する事項

九　協会員の役員及び使用人並びに金融商品仲介業者（協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に限る。以下この節において同じ。）並びにその役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十　規則の作成に関する事項

十一　協会員及び金融商品仲介業者の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十七条の二に規定するあつせんに関する事項

十二　協会員及び金融商品仲介業者の有価証券の売買その他の取引の勧誘に関する事項

十三　店頭売買有価証券市場に関する事項

十四　協会員及び金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十五　会費に関する事項

十六　会計及び資産に関する事項

十七　公告の方法

２　認可協会は、定款を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

３　認可協会は、第六十七条の三第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。認可協会の規則（定款及び店頭売買有価証券市場を開設する認可協会にあつては、第六十七条の十二の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

（改正前）

（新設）

第七十四条　協会の定款には、次に掲げる事項（第十三号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員に関する事項

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　理事会その他の会議に関する事項

八　業務の執行に関する事項

九　協会員の役員及び使用人並びに証券仲介業者（協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に限る。以下この章において同じ。）並びにその役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十　規則の作成に関する事項

十一　協会員及び証券仲介業者の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十九条の十六の二に規定するあつせんに関する事項

十二　協会員及び証券仲介業者の有価証券の売買その他の取引の勧誘に関する事項

十三　店頭売買有価証券市場に関する事項

十四　協会員及び証券仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十五　会費に関する事項

十六　会計及び資産に関する事項

十七　公告の方法

２　協会は、定款を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

３　協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び店頭売買有価証券市場を開設する認可協会にあつては、第七十六条の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第七十四条　協会の定款には、次に掲げる事項（第十二号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員に関する事項

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　理事会その他の会議に関する事項

八　業務の執行に関する事項

九　協会員の役員及び使用人並びに証券仲介業者（協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に限る。以下この章において同じ。）並びにその役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十　規則の作成に関する事項

十一　協会員及び証券仲介業者の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十九条の十六の二に規定するあつせんに関する事項

十二　協会員及び証券仲介業者の有価証券の売買その他の取引の勧誘に関する事項

十三　店頭売買有価証券市場に関する事項

十四　協会員及び証券仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十五　会費に関する事項

十六　会計及び資産に関する事項

十七　公告の方法

②　協会は、定款を変更しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

③　協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び店頭売買有価証券市場を開設する協会にあつては、第七十六条の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

（改正前）

第七十四条　協会の定款には、次に掲げる事項（第十二号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員に関する事項

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　理事会その他の会議に関する事項

八　業務の執行に関する事項

九　協会員の役員及び使用人並びに証券仲介業者（協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に限る。以下この章において同じ。）並びにその役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十　規則の作成に関する事項

十一　協会員及び証券仲介業者の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十九条の十六の二に規定するあつせんに関する事項

（十二　新設）

十二　店頭売買有価証券市場に関する事項

十三　協会員及び証券仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十四　会費に関する事項

十五　会計及び資産に関する事項

十六　公告の方法

②　協会は、定款を変更しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

③　協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び店頭売買有価証券市場を開設する協会にあつては、第七十六条の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第七十四条　協会の定款には、次に掲げる事項（第十二号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員に関する事項

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　理事会その他の会議に関する事項

八　業務の執行に関する事項

九　協会員の役員及び使用人並びに証券仲介業者（協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者に限る。以下この章において同じ。）並びにその役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十　規則の作成に関する事項

十一　協会員及び証券仲介業者の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十九条の十六の二に規定するあつせんに関する事項

十二　店頭売買有価証券市場に関する事項

十三　協会員及び証券仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十四　会費に関する事項

十五　会計及び資産に関する事項

十六　公告の方法

②　協会は、定款を変更しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

③　協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び店頭売買有価証券市場を開設する協会にあつては、第七十六条の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

（改正前）

第七十四条　協会の定款には、次に掲げる事項（第十二号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員に関する事項

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　理事会その他の会議に関する事項

八　業務の執行に関する事項

九　協会員の役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十　規則の作成に関する事項

十一　協会員の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十九条の十六の二に規定するあつせんに関する事項

十二　店頭売買有価証券市場に関する事項

十三　協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十四　会費に関する事項

十五　会計及び資産に関する事項

十六　公告の方法

②　協会は、定款を変更しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

③　協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び店頭売買有価証券市場を開設する協会にあつては、第七十六条の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第七十四条　協会の定款には、次に掲げる事項（第十二号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員に関する事項

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　理事会その他の会議に関する事項

八　業務の執行に関する事項

九　協会員の役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十　規則の作成に関する事項

十一　協会員の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十九条の十六の二に規定するあつせんに関する事項

十二　店頭売買有価証券市場に関する事項

十三　協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十四　会費に関する事項

十五　会計及び資産に関する事項

十六　公告の方法

②　協会は、定款を変更しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

③　協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び店頭売買有価証券市場を開設する協会にあつては、第七十六条の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

（④　削除）

（改正前）

第七十四条　協会の定款には、次に掲げる事項（第十二号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員に関する事項

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　理事会その他の会議に関する事項

八　業務の執行に関する事項

九　協会員の役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十　規則の作成に関する事項

十一　協会員の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十九条の十六の二に規定するあつせんに関する事項

十二　店頭売買有価証券市場に関する事項

十三　協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十四　会費に関する事項

十五　会計及び資産に関する事項

十六　公告の方法

②　協会は、定款を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

③　協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び店頭売買有価証券市場を開設する協会にあつては、第七十六条第一項の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

④　大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を金融再生委員会に通知するものとする。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

④　大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を金融再生委員会に通知するものとする。

（改正前）

④　大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第七十四条　協会の定款には、次に掲げる事項（第十二号に掲げる事項にあつては、店頭売買有価証券市場を開設する協会に限る。）を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員に関する事項

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　理事会その他の会議に関する事項

八　業務の執行に関する事項

九　協会員の役員及び使用人の資質の向上に関する事項

十　規則の作成に関する事項

十一　協会員の業務に対する投資者からの苦情の解決及び第七十九条の十六の二に規定するあつせんに関する事項

（十一　削除）

十二　店頭売買有価証券市場に関する事項

十三　協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十四　会費に関する事項

十五　会計及び資産に関する事項

十六　公告の方法

②　協会は、定款を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

③　協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び店頭売買有価証券市場を開設する協会にあつては、第七十六条第一項の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

④　大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

（改正前）

第七十四条　協会の定款には、次に掲げる事項（第十一号に掲げる事項にあつては、次条第一項の登録に関する事務を行う協会に限る。）を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員に関する事項

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　理事会その他の会議に関する事項

八　業務の執行に関する事項

（九　新設）

九　規則の作成に関する事項

十　協会員の業務に対する投資者からの苦情の解決に関する事項

十一　次条第一項の登録及び当該登録を受けた有価証券に関する事項

（十二　新設）

十二　協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十三　会費に関する事項

十四　会計及び資産に関する事項

十五　公告の方法

②　協会は、定款を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

③　協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び次条第一項の登録に関する事務を行う協会にあつては、第七十六条第一項の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

④　大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

③　協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び次条第一項の登録に関する事務を行う協会にあつては、第七十六条第一項の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

④　大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

（改正前）

③　協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び次条第一項の登録に関する事務を行う協会にあつては、第七十六条の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

（④　新設）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第七十四条　協会の定款には、次に掲げる事項（第十一号に掲げる事項にあつては、次条第一項の登録に関する事務を行う協会に限る。）を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　協会員に関する事項

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　理事会その他の会議に関する事項

八　業務の執行に関する事項

九　規則の作成に関する事項

十　協会員の業務に対する投資者からの苦情の解決に関する事項

十一　次条第一項の登録及び当該登録を受けた有価証券に関する事項

十二　協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項

十三　会費に関する事項

十四　会計及び資産に関する事項

十五　公告の方法

②　協会は、定款を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

③　協会は、第六十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。協会の規則（定款及び次条第一項の登録に関する事務を行う協会にあつては、第七十六条の規則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

（改正前）

（新設）

（第１項）

第七十一条　証券業協会の定款には、次に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。

一　有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等を公正ならしめ、かつ、投資者の保護に資することを目的とすること。

二　詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努めること。

三　証券会社の地理的条件又は業務の種類に関する特別の事由により、大蔵大臣の承認を受けて協会員の加入を制限する場合のほか、証券会社は何人も協会員として加入することができること。

四　法令、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の停止を命ぜられ、又は証券業協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否し、又はその者が協会員である場合においては、これを除名することができること。

五　協会員が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券業協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること。

六　定款その他の規則の変更、役員の選任その他の重要な事項に関する協会員の議決権を保障するものであること。

七　経費は、協会員に公正に分担。

（第２項）

第七十二条　証券業協会の定款の変更又はその他の規則の作成、変更若しくは廃止があつた場合においては、証券業協会の代表者は、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（第３項）

第七十条　証券業協会の代表者は、第六十七条第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

②　前二条の規定は、前項の規定による変更の届出について、これを準用する。